

協賛募集に関するよくある質問(FAQ)

■協賛募集について

Q 誰でも協賛募集に申込できますか。

A 申込者は、国内外を問わず、企業・団体等であり、申込責任者が申込時点で18歳以上であること、破産・再生・更生手続の申立てがされていないこと、申込者の構成員に暴力団関係者が含まれていないことが必要です。個人での申込は原則不可です。

Q いつまで申込できますか。

A 協賛内容によって申込期限が異なりますのでご注意ください。

・展示物の貸出による協賛(室内展示)の場合

：令和7年(2025年)11月28日(金曜日)まで

・~~機器・建材等の提供協賛(建物・外構)や、設置に伴う施工協賛(外構等)の場合~~

：~~令和7年(2025年)11月7日(金曜日)まで~~→終了しました。

※申込は、募集期間内に必要書類を電子メールで提出してください。

Q 展示体験とは、どのような内容ですか。

A 発信拠点において、本市と共に創る「未来のまちや暮らしの風景」の実現に向けた発信を行うものです。そのため、一般的な展示会のように、企業・団体単独でのPRを行う形式ではなく、横浜市と共に創り上げる展示となります。

Q 想定来場人数を教えてください。

A 現時点では、GREEN×EXPO 2027全体で参加者数1500万人(地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む、有料来場者数：1,000万人以上)です。2027年国際園芸博覧会協会WEBサイト <https://expo2027yokohama.or.jp/>より引用

■申込について

Q 申込にかかる費用は？

A 申込に要する費用(申請書類の作成・提出、必要な証明書類の取得、郵送・通信費など)は、全て申込者自身の負担となります。

Q 質問はどのように提出しますか？

A 募集期間内に、必要書類を電子メールに添付のうえ、ご提出ください。

メールの件名には「(企業・団体名)横浜市発信拠点協賛申込書の質問について」と明記し、本文には以下の情報を記載してください

・申込者名(企業・団体名)

・担当者名・連絡先(電話番号・メールアドレス)

・質問内容

※提出先のメールアドレスや締切日時は、募集要項に記載された内容をご確認ください。

Q 協賛募集に関する説明会はありますか？

A 協賛募集に関する説明会の開催は予定しておりません。ご不明点がある場合は、事務局まで電子メールでお問い合わせください。

Q 提出書類は返却されますか？

A 申込に際して提出された書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。必要に応じて、提出前にコピーを保管していただくようお願いいたします。

Q 申込の際に必要な登記事項証明書について、どの種類を準備すればよいでしょうか。

A 現在事項証明書をご準備ください。なお、すでに全部事項証明書又は履歴事項証明書を取得済みの場合は、そちらをご使用いただいて差し支えございません。オンラインで取得された証明書も有効です。証明書は、発行日から3か月以内のものをご用意いただき、他の申込様式とあわせてスキャンデータにてご提出ください。

■契約について

Q 覚書の締結内容はどのようなものですか。

A 選定された協賛企業・団体は、横浜市とともに環境共生型社会の実現に挑戦するパートナーとして、協賛に向けた協議の実施に加え、主催イベントの開催に向けた協議の実施、本市が実施する共創プログラムへの参加、共創連携やオープンイノベーションの機会への参加、広報・PR 活動など、相互に連携・協力することを定めた「GREEN×EXPO 2027 横浜市発信拠点における相互連携に関する覚書」を締結させていただきます。

Q 協賛契約では何を定めるのでしょうか。

A 協賛契約では、GREEN×EXPO 2027 横浜市発信拠点における協賛の内容、責任、特典、知的財産権、秘密保持、契約期間など、横浜市と協賛企業との協力関係を円滑に進めるための取り決めを定めます。

Q 協賛契約の特典に名称表示権とありますが、ロゴデータが必要でしょうか。

A 内容は調整中ですが、選定後にロゴデータ提供やロゴ使用に際してのマニュアル提供などをご依頼する想定です。

■選定後の検討について

Q 技術や取組はあるものの、このような出展の経験がなく、どこに相談すればよいか分かりません。

A 選定後、各者と調整しながら進めます。横浜市からの基本方針・ルールなどに沿って展示物の検討は各者で行っていただきますが、設計・制作会社の手配が難しい場合、横浜市の委託先である展示計画者に相談することも可能です(費用は展示計画者と個別に調整いただきます)。

Q 展示物として大型の実物や模型などを検討してありますが、どのくらいのサイズまで設置可能でしょうか。

A 選定後、各者と調整しながら進めます。大型の展示物が想定される場合は予めお問合せください。

■協賛特典について

Q 複数の企業・団体等での参加申込みの場合、協賛特典はどのように付与されるのでしょうか。

A 協賛特典の内容に応じて、付与の方法が異なります。以下をご確認ください。

・呼称権

複数の企業・団体等からの協賛金額に応じて、構成員としてご記載いただいた各企業・団体に対しても、同一の特典を付与いたします。

・名称表示権

複数の企業・団体等からの協賛金額に応じて、構成員としてご記載いただいた各企業・団体に対しても、発信拠点に設置する看板での協賛企業・団体名一覧及び本市ホームページでの協賛企業・団体名一覧において同一の特典を付与いたします。

また、展示物及び機器・建材等の設置場所等での名称表示については、表示スペースに限りがあるため、表示の大きさや位置等に関して、調整させていただく場合がございます。

・催事招待・接遇(諸室利用・優先入館等)

代表企業に対して一定数の権利を付与します。招待枠や接遇の配分については、構成する企業・団体間にてご調整ください。

・贈呈品

感謝状につきましては、構成員としてご記載いただいた各企業・団体にも贈呈いたします。

一方、記念品につきましては、代表企業に対して1点のみのご提供となります。

※上記特典は現在、調整中であり、今後追加・変更が生じる可能性がございます。